



平成21年9月10日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

### I 政令案の概要

8月8日から8月11日にかけて、熱帯低気圧及び台風第9号の影響により、各地で大雨となり、兵庫県などを中心に大きな被害が生じました。

今回の政令案は、「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定するものです。

### II 被害の発生状況等

#### 1. 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

農地等関係（法第5条）の被害状況

- ・ 査定見込額（全国） 49.7 億円
- ・ うち兵庫県の査定見込額 27.0 億円

#### 2. 局地激甚災害（局激）＜それぞれの区域について適用＞

##### （1）公共土木施設関係（法第2章）の被害状況

- ・ 兵庫県佐用町（旧上月町） 査定見込額 5.8 億円
- ・ 高知県三原村 査定見込額 1.3 億円

##### （2）中小企業関係（法第12条、第13条）の被害状況

- ・ 兵庫県佐用町 中小企業関係被害額 48.2 億円

### III 適用すべき措置の概要

#### 1. 本激

##### （1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地 85%→94%）

- (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

## 2. 局激

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設 69%→81%）

- (2) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。

- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない範囲で延長する。

- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項及び第4項）

公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

## IV 今後の予定

- ・ 9月11日（金） 閣議決定 （予定）
- ・ 9月15日（火） 公 布 （予定）

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付  
井上、宮崎、辻畑  
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）